

## 常任委員会

第2号議案から第24号議案までの計23議案について、定例会初日終了後、各常任委員会（付託協議）を開催し、1議案を所管の常任委員会に付託することに決定しました。

2日目（2月19日）の本会議での質疑後、1議案は所管の常任委員会へ付託し、残りの議案は、本会議において質疑・表決を行いました。

付託された議案は、2月25日の常任委員会で審査を行いました。審査の中で議論された主な点は次のとおりです。

### 厚生文教常任委員会

委員長 山田 裕一  
副委員長 松野 久郎  
委員 佐藤龍彦・伊藤勝美  
沼倉啓介・平間知一  
佐久間儀郎・大町栄信  
佐藤秀行

### ◎白石市学校統廃合に伴う 任期付教職員の採用等に 関する条例

この条例は、小中学校の適正化に向けて、統廃合となる

学校での統廃合への円滑な移行を進めるため、任期付教職員の採用に関する基準を新たに条例で定めるものです。

〔質疑〕この条例を制定する背景は何か。

〔答弁〕統廃合を考えた場合、教育上の課題は、斎川小学校の複式学級である。

教職員の定数は、小学校が6学級で8名であり、複式学級の場合は、教職員の定数が2名減となる。その場合、教務主任が学級担任も受け持つことになる。

学校では、工夫して授業を

行っているが、教務主任が学校統廃合の職務にもあたり、実務的には非常に大変で、子ども向き合う時間が不足することにもなる。

そのため、統廃合に向け、子どもたちが統合する学校に行った場合でも困らない学力を付けさせたいという背景がある。

〔質疑〕この条例は、斎川小学校に特化した条例と考えるが、統廃合に向けた学校内での準備をするために教職員を増やすものなのか。

〔答弁〕この条例は、斎川小学校に特化した条例である。教職員の人数は、非常に余裕がない面があり、現在の授業形態を解消しなければならぬと考える。

そのため現在、宮城県に対して教職員配置の要請をしているが、白石市独自に1名の教職員を採用し、複式学級の授業形態を改善していきたいと考えている。

〔質疑〕統廃合が完結した場合は条例廃止となるのか。  
〔答弁〕条例は一旦廃止となる。

## 第3回議会基本条例研修会を開催！

1月28日（月）、議員改選後、議会基本条例の理念を議員間で共有するため、同条例第22条に定める研修会を開催しました。講師には、これまで同条例の策定に参画していただいた東京財団中尾修研究員をお招きし、議員全員を対象に研修が行われました。

今回の研修会では、新人議員からの希望もあり、近年の地方自治法の改正内容や議会基本条例の基礎的な解説等を中心にお話しいただき、今後の議会の課題などについてもお話しいただきました。

講義終了後は、新人議員を中心に質疑応答が行われ、全議員が同条例に対する理解を一つにした研修会となりました。



第3回議会基本条例研修会の様子